第一項の表三一の項を次のように改める。

31	削除

第一項の表三三の項を次のように改める。

33	削除

第一項の表四一の項を次のように改める。

41	削除

第一項の表四八の項を次のように改める。

48	削除

第三項の表一四の項を次のように改める。

14	削除

三十七　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七の項及び八の項を次のように改める。

7	削除
8	削除

第一項の表一四の項を次のように改める。

24	削除

第一項の表四六の項を次のように改める。

46	削除

第一項の表六八の項を次のように改める。

68	削除

第三項の表二の項中「北緯35度41分21秒東経139度41分30秒」を「北緯35度41分22秒東経139度41分31秒」に、「北緯35度41分34秒東経139度42分03秒」を「北緯35度41分34秒東経139度42分04秒」に改め、同表三の項中「北緯35度39分53秒東経139度41分50秒」を「北緯35度39分52秒東経139度41分49秒」に改め、同表四の項及び五の項を次のように改める。

4	削除
5	削除

第三項の表八の項を次のように改める。

8	削除

第三項の表一一の項を次のように改める。

11	削除

第三項の表一二の項中「(49.50)」を「(50.30)」に改め、同表一三の項中「(54.00)」を「(54.80)」に改め、同表一四の項を次のように改める。

14	削除

第三項の表一六の項及び一七の項を次のように改める。

16	削除
17	削除

第三項の表二二の項を次のように改める。

22	削除

第三項の表二四の項を削る。

三十八　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八七の項を次のように改める。

87	削除

第一項の表一〇一の項を次のように改める。

101	削除

第一項の表一一〇の項及び一一一の項を次のように改める。

110	削除
111	削除

第一項の表一三五の項を次のように改める。

135	削除

第一項の表一七二の項を次のように改める。

172	削除

三十九　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一九の項及び二〇の項を次のように改める。

19	削除
20	削除

四十　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一二二の項を次のように改める。

122	削除